

ふくし TIMES

<http://www.knsyk.jp>

vol. 759



ともしび運動

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

2015. 2

福祉タイムズ



〈撮影・菊地信夫〉

contents

元気の源を作りたい

児童自立支援施設「横浜家庭学園」で栄養士兼調理として働く富本貴子さんが夕食の支度をしていると、スポーツの時間を終えた子どもたちが「今日のご飯は何ですか」と顔をのぞかせた。

「温かい物は温かく、旬の物をたくさん取り入れて元気の源になるように。やがて社会へ巣立つ彼女たちに、食を通じて日々の暮らしを楽しむ工夫を伝えていきたい」と富本さん。子どもたちの姿を見守りながら、一食一食に思いを込める。

【関連記事12面】

- 02 特集
積極的な受審で効果的な活用をー福祉サービス
第三者評価受審事業者の取り組みから
- 04 NEWS & TOPICS
・誰もが投票しやすい環境づくり
・寒冷期避難所宿泊体験
- 06 私のおすすめ
障害のある人の防災対策 3つのポイント
- 07 福祉最前線
かながわ保育士・保育所支援センター
- 08 連載 私たちの目指す「地域包括ケアシステム」⑪
- 10 県社協のひろば
県福祉作文コンクール表彰式開催報告
- 12 かながわHot情報
食を通して子どもたちに明るい未来を

積極的な受審で効果的な活用を

福祉サービス第三者評価受審事業者の取り組みから

福祉サービス第三者評価（以下、「第三者評価」）は、福祉サービス事業所でも利用者でもない第三者性を有する機関（評価機関）が定めた評価項目による調査に基づき、事業者の提供するサービスの質を客観的な立場から総合的に評価する仕組みです。本会では、受審促進を目的に、第三者評価を活用した取り組みを伝える事業者説明会を開催しています。そこで今回の特集では、発表施設の取り組みの視点をお伝えします。

第三者評価を取り巻く動き

第三者評価とは、社会福祉法第78条に基づき、福祉サービスの質の向上と利用者のサービス選択に資する情報提供を目的に、平成16年度より本格実施されている事業です。

社会的養護関係施設や横浜市の保育所等、一部の施設では受審が義務化されており、子ども・子育て会議においては、保育所の受審費用の半額程度（上限15万円）を公費で加算することが検討されています。昨年6月の規制改革実施計画では、介護・保育分野の受審率を数値目標化する方針が示されるなど、国全体で第三者評価受審を進める動きがあります。本県の平成25年度受審件数は全国2位の225件で、年々増加傾向にあります。



事業者には、
受審済証（左：ステッカー）を交付

保育園

新制度施行前に振り返りを

（福湖南杉の子福祉会が運営する「五反田保育園」（藤沢市）は、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度を前に客観的な園の評価を把握し体制を整えることを目的に、第三者評価を本年度受審しています。これまで、保護者への意向調査や、園独自の自己評価を行ってきたが、受審は初めてです。

「たとえばマニュアルについて、指針や政令に定められた内容に沿って整備しているものの、それ以上に必要内容をどのように、どこまで整備する必要があるか確認しなかった」と園長の伊澤昭治さん。第三者評価のステップである自己評価【図】の中で、普段行っている遊具の消毒や点検等の記録に残していないなど、具体的な課題の整理につながったと言います。また、訪問調査では、「低

くながちな自己評価に対し、評価調査者の方々がプラスの要素を積極的に引き出してくれたおかげで、評価の幅が広がった」と振り返ります。

一方、職員の



伊澤さん(右)と見上さん

立場から「書類の準備や自己評価の話し合いのために職員同士で集まる時間の確保は大変だったけれど、一歩

引いて園を見られる良い機会になりました」と保育士の見上素子さん。

日常的な支援や感覚的なことを言葉で伝えられるかどうか不安もありましたが、訪問調査では、子どもの五感に訴える活動への思いなども受け止めてもらうことができ、「日ごろの取り組み方が『これでいいのだ』と実感できた」と話します。

園では、具体的な改善の方針については、これから提出される評価結

【図】福祉サービス第三者評価受審の手順

- STEP1 評価機関の選定 評価機関の情報収集、比較、選定
- STEP2 評価機関との契約 実施スケジュールの調整等
- STEP3 自己評価、書面調査、利用者・家族アンケート等
評価機関所定の自己評価表による自己評価の実施・提出、評価機関による利用者・家族アンケート調査等
- STEP4 訪問調査 現地で職員・利用者への訪問調査・観察等
- STEP5 調査結果の確認（調査結果の内示）
- STEP6 評価結果の確定、公表 ホームページ等による公表

障害者グループホーム 人材育成のツールとして

（N）綾瀬あがむの会の会の「ピースA」（綾瀬市）は「地域で共に生きる」をキーワードに、精神障害者が安心して暮らせる地域づくりを目指した障害者グループホームです。

職員の体制上、グループホームは一人職場になりやすく、お互いの支援

果を参考に検討していく方針です。

書類の準備による文書整理や、自己評価・訪問調査を通して言語化したり、園内で共有したりすることの意義は大きく、目の前の支援を精いっぱい行う中で、自分たちの取り組みを俯瞰的に把握でき、外部への情報提供もスムーズになります。



マンションのような外観

の様子を見て学び合うことも難しい環境にあります。そうした中でも、質の高い支援の提供が求められることから、ピースAでは振り返りや価値観の擦り合わせの場として平成23年に自己評価を行い、翌年初めて第三者評価を受審しました。

「訪問調査の際、施設の取り組みの経過や地域連携など、細かな聞きとりがあったことで、新任職員が事業者について学ぶ場・人材育成の場にもなりました」と所長の山口明美さん。普段の支援が可視化され、周囲に評価されたことで、職員のモチベーション向上にもつながったと話します。評価機関から評価結果の公表を受けたとき、目に涙をためながら話を聞いていた職員の姿も見られたそうです。

また、本年度に入り、あらためて自己評価を行ったところ、少人数の職場で研修に出て良いのかと職員が遠慮していたことなど、新たな気づきもあったと言います。

「第三者評価は一度受けて終わりではなく、良い評価を持続し、課題を改善していくことが大切。支援の軸となるポイントが整理された評価項目を活用することで、職員の意識

の擦り合わせがスムーズに進んだ」と山口さん。現在、2回目の受審に向けて準備を進めています。自己評価と第三者評価を効果的かつ継続的にやっていくことで、人が育ち、事業者が育ち、福祉サービスの質へと還元されます。

特別養護老人ホーム 職員の意欲向上により サービスの質向上へ

（福育明会の「レジデンシャル常盤台」（横浜市保土ヶ谷区）は「その人がその人らしく…」を合言葉に、職種を問わず職員が一丸となって、さまざまな介護・福祉サービスの提供に努めている特別養護老人ホームです。開所から3年目を迎えることを期に、平成24年、第三者評価を受審しました。

「施設サービスが職員の自己満足に終わることなく、利用者の立場からの評価に耐え得るケアサービスを提供していくことが大切」と考えた施設長の高橋好美さん。そのための第三者評価を受けることは、当たり前前



報告書を手にする高橋さん

という認識は、共に施設をつくり上げてきた職員にも浸透していると言います。

行政監査の

際には、職員が積極的に見直しの必要な点を検討して改善報告書を作成し、監査結果の講評の場にも多くの職員が集まったということからも、意識の高さがうかがえます。

評価結果の改善点として提案された「第三者委員の設置」についても時間を置かずに着手し、職員と第三者委員との懇談会等にも取り組んだことで、評価結果が実務に活用されていると職員も実感できたようです。

来年度も受審を計画しており、管理運営者が中心となった1回目からさらに一歩進め、2回目は職員中心のプロジェクトチームが主体となって取り組む予定です。

新設施設による第三者評価受審は、

費用や職員間の調整等の煩雑さから踏みとどまりがちですが、職員の意欲や課題意識を具体的な仕組みに変えていくチャンスでもあり、職員主体の評価によって、さらなる積極的な実践が期待されます。

* * *

めまぐるしく制度改正が進む中でも、利用者や職員の「思い」から目を離さないこと、思いを応援することが第三者評価の役割の一つです。

今回紹介した3事業者のように、第三者評価を積極的に受審し、効果的な活用につながる取り組みについて、引き続き発信してまいりますので、ぜひ第三者評価をご活用ください。

（社会福祉施設・団体担当）

かながわ福祉サービス 第三者評価推進機構

運営委員長 鈴木 治郎



第三者評価で

「できていること」の確認を！

第三者評価の効果を高めるポイントは、①評価を「手法」として活用する意識を持つ、②評価は「できていること」を確認する機会でもあると認識する、③職員参加のもと組織全体で自己評価・第三者評価に取り組む仕組みをつくることです。

「評価」という言葉から「格付けされる」という印象を持たれやすいのですが、そうではありません。第三者評価は、サービスの質の向上に取り組む事業者の応援団として「できている成果」の発見にも一役買っています。目的を持って組織全体で取り組むことで、「人材育成」「サービスの振り返り」「職員の意識向上」につながり、結果の公表により、利用者や家族の安心にもつながります。

透明性ある運営や情報公開が求められる今、多くの事業者で第三者評価が実践され、本県の福祉サービス全体の質が向上していくことを期待します。

※第三者評価結果や事業者説明会の開催案内などについては、本ホームページ（<http://www.knsy.jp/>）に掲載しています

誰もが投票しやすい環境 づくりー公正な選挙を目指 した新制度の仕組み

昨年12月、公職選挙法等の改正により成年被後見人の選挙権が回復してから、初めての衆院選が行われました。改正法では、成年被後見人の選挙権の回復とともに、選挙の公正な実施確保のための改正も行われています。

病院や老人ホーム等を利用する方のために、施設内で投票を行うことができる不在者投票には、外部立会人による立ち会いの努力義務が設けられました。(昨年12月2日現在、県選挙管理委員会による指定施設数は1228カ所)

また、心身の故障等により投票用紙に候補者の氏名等を記載する

「成年後見制度」とは

- ◆ 認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でないため、財産管理や契約等が難しい方たちが不利益を被ることがないように、平成12年に導入。
- ◆ 法定後見と任意後見の2種類があり、法定後見は本人や親族等から申立てを受けた家庭裁判所が、判断能力に応じて後見人・保佐人・補助人のいずれかを選任。

ことができない場合に、選挙人本人の意思に基づき、補助者が代わって投票用紙に記載する代理投票では、補助者を投票事務に従事する人に限定されることになりました。

選挙人本人の家族や付添人等は、やむを得ない事情があるとして投票管理者が認めた場合に投票所に入るができますが、代理投票の補助者になることはできません。そのため、必要に応じて投票手続きに入る前に、投票所の関係者と家族・付添人等との間で、本人意思の確認方法について事前に打ち合わせること等が重要です。

投票環境の整備

安心・安全な選挙環境の確保を目指し、横浜市選挙管理委員会では、昨年度より「コミュニケーションボード



「字が書けません」「書き間違えました」等の質問と回答を両面1枚にまとめたコミュニケーションボード

ンボード」「写真」を取り入れました。また、(公社)横浜市身体障害者団体連合会の協力のもと作成した「障害者・高齢者の方への投票所接遇マニュアル」には、認知症についての説明を加え、「話を遮ったり否定したりせずに気持ちを受け止める」「相手の視野に入って視線を合わせてから穏やかな口調で話し掛ける」など、具体的な接し方をまとめています。

「ユニバーサル・デザインの視点に立ち、誰にとっても利用しやすい投票所を目指したい」と選挙課長の小磯行生さん。

横浜市内各区の実施状況を踏まえながら、今後も必要な対応を見直していく方針です。



横浜市選挙管理委員会事務局の皆さん
(写真中央：小磯さん)

立候補者への理解を進める

日本初の知的障害者施設「福滝乃川学園(東京都国立市)」では、およそ40年前から、知的障害のある方たちが候補者を選び、投票する

ための取り組みが続いています。昭和49年、選挙公報や政見放送を活用した投票参加をスタートし、同56年から候補者の理解を深めるための「お話を聞く会」を開催。立候補者や代理人が施設を訪問して説明し、その場で質問にも答えます。この演説会は現在も継続して行われており、法人外の近隣施設からの参加もあります。

投票の方法を覚えたり、投票所の環境に慣れるまで時間がかかる方のための模擬投票を過去に企画したこともあり、実際の投票箱を借りるなど、その時々に必要な取り組みについて、選挙管理委員会の協力のもと進めています。

被後見人の 選挙権行使を支えるために

本県では来年度、県知事・県議会議員のほか、33市町村中25自治体で首長や市町議会議員の任期満了を控えており、春からの選挙日程が公表されています。

被後見人の選挙に参加する権利を保障し、選挙人本人の自由意思を尊重した投票環境に向け、関係者の取り組みが期待されます。

(企画調整・情報提供担当)

福祉のうごき

2014年12月26日～2015年1月25日

●県手話言語条例を可決

12月25日、手話を「言語」と位置づけ、普及を後押しする「神奈川県手話言語条例」が県議会本会議で全会一致で可決・成立した。平成28年度予算から具体的な事業に反映される見通しで、手話を理解できる人を増やし、手話を使用しやすい環境整備を進める。

●障害者福祉報酬・介護報酬減額へ

政府は、障害者への福祉サービスを提供する事業者に対して、主に税金から支払う報酬を来年度から1%前後引き下げる最終調整に入った。介護保険事業については、1月9日、サービス対価である介護報酬総額について、来年度から2.27%引き下げる方針を固めた。

●保育士確保に向けた新たな施策公表

厚労省は、1月14日、平成29年度末には約6万9000人の保育士が不足すると推計し、育成や再就職支援等を強力に進めるための「保育士確保プラン」を策定した。保育士試験を年2回に増やして実施する都道府県に実施費用の一部補助について、平成28年度実施を目指す。また、指定保育士養成施設を卒業予定の学生に対する就職促進支援や、保育士試験受験者のための学習費用支援が予定されている。

●認知症対策・新オレンジプラン

厚労省は、平成37年には約700万人が認知症または予備軍に達する状況を見据え、「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」を見直し、1月27日、「新オレンジプラン」を策定した。「若年性認知症施策の強化」「介護者への支援」など、7つの柱が整理されている。

Movement of welfare

寒冷期避難所宿泊体験

阪神・淡路大震災から20年が経過した1月17日、震災時避難所に指定されている横須賀市立夏島小学校の体育館で避難所体験を行い、95人が参加しました。

底冷えする避難所での程度の備えがあれば寒さをしのげるのか。体験を通して避難生活について考えてもらうことを目的に、平成11年から横須賀災害ボランティアネットワークが中心となり実施しています。



(上) 体育館に寝袋を並べて一晩を明かします



(下) 外国人参加者と一緒に学ぶ子どもたち

協会の協力のもと、災害時の外国人支援の啓発に取り組んでいます。市内在住の外国人は70カ国、

◆(福)横須賀市社会福祉協議会 よこすかボランティアセンター

☎046-821-1303 FAX046-824-8110

URL <http://www.yokosuka-shakyo.or.jp/vc/>



サポートには40言語が必要ということを知り、参加者から驚きの声が上がりました。さらに、本年から自閉症などさまざまな障害のある要援護者について学ぶ時間を設けました。参加者からは「福祉避難所が併設されることを初めて知った」という声が聞かれました。住民がお互いに理解し合い、地域の安全や助け合いへつなげていくためにも、日ごろの顔の見える関係の大切さを再確認する機会となりました。

(横須賀市社会福祉協議会)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。



京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市中区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI 株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区金港 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>

私のおすすめ

障害のある人の防災対策 3つのポイント

東日本大震災で被災した福島県出身の車いす利用者・小野和佳さん（現在、当センター勤務）によると、震災直後の1週間、車いすに座ったままでした人や、まとめて作ってもらったおにぎりを枕元に置いてしのいでいた人もいたとのこと。

災害は場所も時間も選びません。そこで今回は、小野さんの体験をもとに、障害のある人にぜひ実践してもらいたい防災対策をまとめました。

❖ 整えておきたい！ 災害時の持ち物

必要な情報をまとめた手帳

服薬リストなど、いざというときに必要な情報は手帳など一つにまとめ、常に持ち歩くことをおすすめします。友人や家族の連絡先など、携帯電話に登録してあるだけでは、水没したり電池切れになったりすると使えません。災害時にはちょっとした準備が重要です。

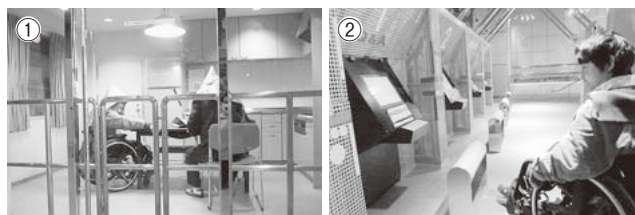
福祉用具は地域でも備蓄を

車いす・電動車いす・白杖・補聴器・呼吸器など、災害時でも福祉用具を問題なく使用できることはとても重要です。タイヤのパンクに備えた修理道具、予備電源なども忘れずに。当事者の備えだけでなく、地域単位で備蓄する取り組みも必要でしょう。防災対策は自助・共助・公助といわれていますが、3つの「助」を連動させるためには、地域のつながりが大切です。

❖ 疑似体験で災害時の行動をイメージ

持ち物の準備に加えて、災害時にどのように行動したらよいかを考えておくことも大切です。

厚木市にある神奈川県総合防災センターでは、地震・風水害・消火・煙避難などを疑似体験しながら、防災行動を学ぶことができます。最新の防災用品の展示コーナーなどもあり、職場や学校での避難訓練と組



①東日本大震災レベルの揺れの中、火元の確認など台所での初期対応を学ぶ地震体験。車いすを利用する方も体験できます
②クイズを通して防災知識を学べるコーナー

今月は

⇒ **(N)神奈川県障害者自立生活支援センター**
がお伝えます！

通称KILC（キルク）。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング（障害者による相談事業）や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚等4カ所の事業所で活動中。

〈連絡先〉〔法人本部〕厚木市愛甲1-7-6
☎046-247-7503 / FAX 046-247-7508
URL <http://www.kilc.org/>
E-mail info@kilc.org



み合わせて活用すれば、揺れや煙、暴風雨などを体感する貴重な機会になるでしょう。

❖ 障害のある人たちの「声」を聴き続ける

障害のある人の被災の記憶を風化させないために、記録映像や提言集の出版が、全国に広がっています。

東北関東大震災障害者救援本部では、映画『逃げ遅れる人々～東日本大震災と障害者』【写真】を制作し、被災した障害のある人の講演会と共に、上映会を全国各地で開催しています。

また、福島県の「障がいを持つ人の防災研究会」では、『障がいを持つ人の防災提言集』（PDF版・無料）を出版し、災害発生時の課題やどのような支援が必要かをまとめています。

地域の人たちと障害がある人たちが、映画や提言集を共有し、コミュニケーションを深める機会が増えることが、何よりの防災対策になると考えます。



インフォメーション

■神奈川県総合防災センター

厚木市下津古久280
☎046-227-0001（代） FAX046-227-0027
URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5115/>

■障がいを持つ人の防災研究会

((認N) いわき自立生活センター内)
☎0246-68-8925 FAX0246-68-8926
URL http://space.geocities.jp/iwaki_cil/

★映画『逃げ遅れる人々』の上映会を開いてみませんか？

映画上映会や小野さんによる講演会、ワークショップなど、各種研修会・セミナー企画をお手伝いしています。詳しくは、KILCまでお問い合わせください。

福祉最前線

—現場レポート—

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

かながわ保育士・保育所支援センター

保育人材確保のため、県委託事業として平成26年1月開所。同年4月からは政令3市・横須賀市が委託元に加わり、保育士経験をもつコーディネーターによる求人・求職相談とマッチング、就職相談会、再就職支援にむけたセミナー等を実施。



〈連絡先〉 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター13階
かながわ福祉人材センター内 ☎045-320-0505 FAX045-313-4590
URL <http://www.kanagawahoiku.jp/>

保育のしごとの魅力、「あなたに伝えたい」

かながわ保育士・保育所支援センター（以下、「センター」）は本年1月で開設1周年を迎えました。この1年で100人以上の方の、保育の仕事に就くお手伝いをしました。私たちが就労相談等の場面で一番大切にしていることは、就労への意欲や働くことへの不安や困りごとを丁寧に伺い、ご自身が納得して働ける場の情報提供やコーディネートです。具体的に対応した事例の中から、いくつか紹介をさせていただきます。

Aさんは30代。新卒で5年間保育士として勤務した後、子育てのため退職。子どもの小学校卒業を機にもう一度保育士として働きたいと来所されました。家事との両立やブランクの不安から「非常勤・パート勤務」「家から近く」という条件に合った求人を一緒に探し、希望に近い保育園に紹介状を発行、面接となりました。面接の翌日に連絡すると「保育園の様子は気に入ったが勤務形態の点で迷っている」と打ち明けられました。無理はしないようにアドバイスし、ご家族の協力が得られることになったため、この1月から正職員として復帰されました。

Bさんは幼稚園で4年間勤め、子育てのため退職しましたが、自分の子育て経験と資格を生かしたいと来所されました。30年近いブランク、体力、高齢の両親のことなど多くの不安があり、自分に合った場をゆっくり探すことを助言しました。Bさんはセンター主催の「保育のしごとミニセミナー」に何度か参加するうちに、情報交換や悩みを話せる仲間ができました。そうした支えも後押しになり就職相談会に参加。保育園への見学、面接とトントン拍子で進み、今は子どもたちの笑顔の中で正職員として生き生きと働かれています。

これらの事例から見えるのは、再就職の前にある不安や迷い。センターでは、丁寧な相談や互いの顔が見える形でのセミナーなどの場を生かし、相談者の背中を“そっと押す”役割を担っていきたいと考えています。

再就職希望者の多くは家庭をもつ女性であり、「家から近く」は重要な条件です。今後はセンターの相談機能を地域で展開するなど相談に来やすい場の用意、併せて各地域の求人開拓の必要性を感じています。

平成26年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン① 施設業務の補償 (賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財産賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害死亡事故弔慰金		死亡(重度後遺障害) 100万円(78~100万円)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間1年職種別A級

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,390円

プラン② 施設利用者の補償

プラン③ 施設職員の補償



スケールメリットを活かし、
有利な補償と
割安な保険料
です。

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定期限費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

団体 社会福祉法人
契約者 **全国社会福祉協議会**
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン
TEL:03(3593)6433

取扱
代理店

株式会社 **福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

日本興亜損保と損保ジャパンは、関係当局の認可等を前提として、平成26年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

(SJ13-12122 2014.2.13作成)

わがまちならではのネットワークづくり

～個別ケースの検討を通じた地域ケア会議の実践～

地域包括ケアを支える中核拠点である地域包括支援センター（以下、「センター」）では、事業を効果的に進めていくための環境整備として、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が求められています。中でも「地域ケア会議」は、個別支援の充実と社会基盤の整備を同時に推進し、地域包括ケアシステムを実現していくための重要な手法として、創意工夫ある取り組みが期待されています。

そこで今回は、鎌倉市と大磯町の地域ケア会議を取材し、さまざまな関係者の主体的な参加を促し、地域づくりの視点を育んでいくための会議運営の工夫について、お話を伺いました。

地域ケア会議の質の標準化を目指す

鎌倉市の人口は約17万7千人。市内5つの生活圏域に委託型センターが7カ所設置されています。同市では全国に先駆けて、平成23年度から独自の「地域包括支援センター事業計画（活動方針）」を作成し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各センターと共に取り組みを進めてきました。

地域ケア会議については、国の示す5つの機能に沿った整理を行い「表」、特に個別課題解決型の地域ケア会議を「地域ケア個別会議」として、多職種連携による個別ケースの検討（蓄積）に重点を置いています。

【表】鎌倉市の「地域ケア会議」の整理

会議の機能	会議の種類	分類
①個別課題解決	地域ケア個別会議	個別ケースの検討 地域課題の検討
②ネットワーク構築	自治会・町内会をエリアとした「小地域ケア会議」等	
③地域課題発見	地区社協が実施する「地域福祉ネットワーク会議」「地域福祉懇談会」等	
④地域づくり・資源開発	鎌倉市介護保険運営協議会「地域ケア推進会議」	
⑤政策形成	鎌倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会	

※鎌倉市地域包括支援センター連絡会・鎌倉市作成「地域包括支援センターが行う『地域ケア会議』ガイドライン」（平成26年11月版）より本会作成

また、地域ケア個別会議を通じて、「各センターが共通の基準で、支援困難なケース」にかかわることができるようにする」「さまざまな関係者の集まる、解決に向けた協議の場を設定しやすくする」「個別課題の解決にとど

まらず、地域の課題発見へとつながるように対応策を整理・蓄積する」ことを目指し、昨年11月に、「地域包括支援センターが行う『地域ケア会議』ガイドライン」を作成しました。



右から、市高齢者いきいき課課長補佐の中野さつきさん、松本彩乃さん、鎌倉市社協地域包括支援センター係長の田中直治さん

相談事例の「環境因子」（家族・住まい・経済状況・地域とのつながり等）に注目し、当該地域に起こりやすい課題に目を向けながら事例を蓄積していくことができるよう、会議運営にかかわる一連の流れとポイント、記録様式等をまとめています。

本年度は各センターの取り組み状況を報告し合い、地域住民を巻き込んだ会議運営のあり方等について、課題整理を進めています。

テーマ別会議が結ぶ新たなつながり

さらに同市では、これまでセンターに配置された三職種（主任介護支援専門員・保健師（看護師）・社会福祉士）ごとに行っていた情報交換の場を、本年度からテーマ別会議に移行しました。「医療福祉の連携」「在宅医療介護連携」「総合事業検討」「地域連携」「研修・イベント」など7つのテーマについて、センター職員の間で地域や職種のバランスを図り、会議を開催しています。

たとえば「医療福祉の連携会議」では、行

◆鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課

☎0467-61-3948 FAX0467-23-7505

政の高齢者福祉・障害者福祉・生活保護担当課をはじめ、主任介護支援専門員、医療ソーシャルワーカー等の関係者が一堂に会し、センター職員が中心となつて事例検討を行います。「単身の方、親族と疎遠な方の場合、どのように動くか」「お互いの組織ではどのように対応するか」など、事例を発展・応用させながら、お互いの機関の役割や機能について理解を深め、新たなつながりを構築します。

市高齢者いきいき課・課長補佐の中野さつきさんは、「持ち帰るものが多い場になるよう、より良い会議にしていきたい」と語ります。

まちづくりにつながる実感 フィードバックの大切さ

県中央部に位置する中郡大磯町は人口約3万2千人、高齢化率は30%を超えています。センターは委託型1カ所、町社協が受託し、窓口を東西2カ所に設けて職員がローテーションで勤務しています。

センターが主催する地域ケア会議は、主に「個別ケースの検討を中心に、そこから派生する諸問題の解決の糸口を探る場」として位置付けられています。

センターの活動エリアが町民の日常生活圏域と重なるため、何層もの会議構成は今のところ取られていません。年に数回、振り返りの場として会議を開き、



「様子はどう？」地域でちょっと気になる人について、声を掛け合う参加者の皆さん

◆大磯町地域包括支援センター
☎0463-61-9966 FAX0463-71-9927

地域課題を見つめる機会をつくっています。

「会議で話し合ったことをフィードバックし深めていくこと。会議室の会話だけで終わらせないことが大切」だと統括管理者の木内健太郎さん。大磯町では、地域ケア会議を通じて政策形成の成功例として「ごみの個別収集事業」があります。一人ではごみ出しが難しい人の相談が地域ケア会議に持ち上がったことをきっかけに、民生委員児童委員を中心とした地域住民による協力チームが結成され、2カ年のモデル事業の成果が認められ、町事業として制度化されたものです。こうした経過に立ち会った経験が、さらなる意欲の向上にもつながっていると言います。

「つまらない会議」からの転機

大磯町の地域ケア会議は、センターの前身である基幹型在宅介護支援センターを受託した平成12年から毎月開催しているもので、医師会（医師）、町福祉課、県保健福祉事務所（保健福祉課・生活福祉課）、居宅介護支援事業所（5カ所）、町社協が参加しています。

現在は、出席率100%の地域ケア会議として、全国の注目を集めています。ある時期、会議の出席率が半分程度にまで落ち込んだことがあった」と木内さん。転機となったのは、現センター長の岩本朋子さんの「人が集まらないのは、会議がつまらないから」という一言でした。施設や居宅の介護支援専門員として経験を積んでいた岩本さん。「目的が分からない会議への出席は、優先順位



木内さん(左)と岩本さん(右)

が下がるもの」と当時を振り返ります。

そこで、関係者が参加したくなる地域ケア会議を目指し、立て直しを図りました。まず、「支援者を支援する場」として、開催案内はできる限り手渡しで行い、会議に参加する理由や期待、困りごとに耳を傾け、それぞれの期待に沿った「お土産」を持ち帰ることができるよう事前に準備に努めました。

また、会議では、「どんな仕組みがあれば、介護保険サービスがなくても暮らしやすい町になるのか」など、所属や役割を超えた自由なアイデアを話し合う時間を設定することで「傾聴ボランティアがいてくれたら」「公共交通がもっと便利だったら」「三世代で暮らしやすい仕掛けがあれば」など、相談事例を出発点に、介護保険制度の枠組みに捉われないまちづくりを考えていく場となり、新たな協働・連携の種にもつながっているそうです。

* * *

鎌倉市と大磯町では、市町村の規模も、地域ケア会議の位置付けも異なりますが、共通しているのは「支援現場に寄り添う」姿勢です。参加者の日ごろの気づきや悩みを引き出す仲介役の存在があり、個別ケースを出発点に、まちづくりに目線を合わせながら、チームワークを高めていく実践が見えました。そして次なる課題は、会議で語られる地域課題をどのように住民にフィードバックしていくか。地域で活躍する主体として期待される役割を伝え、まちづくりにつながる実感の持てる会議づくり、住民の主體的な参加を促すための仕組みづくりです。

（企画調整・情報提供担当）

自らの体験や感じたことから ～県福祉作文コンクール表彰式開催報告

1月17日に「第38回 神奈川県福祉作文コンクール」(共催：県共同募金会、後援：県、市町村教育委員会、NHK横浜放送局、神奈川新聞社、テレビ神奈川、日揮社会福祉財団)の表彰式を県社会福祉会館で開催しました。

この福祉作文コンクールは、子どもたちに「ともに生きる福祉社会」について考え、学校での生活や日々の暮らしの中で、「おもしろい」や「たすけあい」の心を育んでほしいと毎年開催しているもので、本年は県内の小・中学生合わせて、232校から9401編の応募があり、地区審査から県一次審査、県最終審査会で選考され、優秀賞16編、準優秀賞20編、佳作20編、合計56作品が表彰されました。

審査委員長の広田俊明さん(NHK横浜放送局)からは、「作文を書くにあたって、自分が過去に経験したことや今も経験していることをあらためて思い直し、これからどうすればいいのかということは何度も真剣

に考えたことと思います。そうした思いを持ち続け、その思いをより多くの人が共有することが、明るく・住みやすい社会づくりにつながっていくと思います」と講評をいただきました。

本紙では全応募作品を代表して、本会会長賞(小学生の部)を受賞した、厚木市立毛利台小学校6年・継新命さんの作文を紹介いたします。



表彰状を手にする
継新さん

第38回神奈川県福祉作文コンクール 受賞者の皆さん

★小学生の部

《県知事賞》坂本凱力《県教育長賞》朝倉稜《NHK賞》二宮珠生《TVK賞》石本和《神奈川新聞賞》鈴木那奈《ふれあい賞》渡辺菜瑠真《県共募賞》石井李咲《県社協賞》継新命
★中学生の部
《県知事賞》川上乃愛《県教育長賞》齊藤杏菜《NHK賞》中嶋瑞美《TVK賞》石川達也《神奈川新聞賞》竹内綾《ふれあい賞》香川唯《県共募賞》神吉奏《県社協賞》行合匡史
《敬称略》

(地域福祉推進担当)

優秀賞

神奈川県社会福祉協議会会長賞

ボランティア体験

厚木市立毛利台小学校6年 継新命

夏休み前の総合の授業で、愛名やまゆり園の方が、福祉や障害についてのお話をしてくださいました。僕は五年生の時、福祉委員会でやまゆり園にさがる壁画を作って届ける活動を通して、やまゆり園の事は少し知っていましたが、今回お話をうかがってとても興味がわきました。そして僕は、夏休み

にやまゆり園のボランティア体験に参加することに決めました。
やまゆり園には、若い人から高齢者まで、いろいろな障害を持った方々がいました。日中活動では、その方々とパンピカや毛糸モップ、花火の筒のふたを作る作業を体験しました。手先に障害があつてうまく動かせなかったり、作業がなかなか進まない方もいましたが、みんな一つひとついいねに一生けん命に取り組んでいてすごいなと思いました。

僕は、障害者の方ができない事をかわりにやってあげたくてすぐに手を出したり、自分も同じものを一緒に作りたくて、自分の作業に夢中になってしまいました。その時、施設の方に、なんでもやってあげることや、同じものを一緒に作ることが支援する人の役割ではないことや、できない事をできるようにしてあげるにはどうしたらいいのか考えて手助けをすることが大切だと教わりました。そして、りように住んでいる方々の食事も見学しました。

上手に飲みこめない方、噛めない方には、その方の障害の程度に合わせて細かくきざんであったり、ペースト状にされている食事がだされていました。やまゆり園は、そこに住んでいる方一人ひとりが食べやすいように、よく考えて作っているんだなと思いました。

ボランティア体験をするまで、僕は障害のある方が上手にできないことを自分がかわりにやってあげて、少しでも楽にしてあげたいし、そうしてあげることが福祉だと思っていました。しかし、日中活動や食事の見学を通して、それは少しちがうとわかりました。

障害を持った方々が、自分でできる事が増えて、一人ひとりがくらしやすくなるように手助けしたり、工夫することが福祉ではないかなと感じました。この体験で障害者の方と仲よくなり、今までよりも身近に感じられるようになりました。

そして、福祉についてもっと調べてみたいです。

※本会ホームページ (<http://www.knsyk.jp/tomosibi/>) に受賞作品を掲載しています

【本会主催】「福祉の仕事を知る懇談会」のご案内

- ◇テーマ＝高齢者福祉施設、児童福祉施設の仕事
- ◇日時＝3月14日(土)午後1時～4時
- ◇会場＝かながわ県民センター12階第2会議室
- ◇定員＝40名(事前申込制・先着順)
- ◇対象＝福祉の仕事に関心のある方や福祉分野に就労を希望される方
- ◇問合先＝福祉人材センター
☎045-312-4816 FAX045-313-4590
E-mail jinzai@knsyk.jp

「難病のある人の福祉系就労支援に関するシンポジウム」のご案内

- ◇日時＝3月7日(土)午後1時～4時
- ◇会場＝ヒューリックカンファレンス Room1 (東京都台東区)
- ◇定員＝30名(事前申込制・先着順)
- ◇対象＝就労系福祉サービス事業所従事者(原則1施設1名)
- ◇申込方法＝ホームページから所定の申込書をダウンロードしてメールまたはファクス
- ◇問合先＝国立障害者リハビリテーションセンター病院臨床研究開発部
☎04-2995-3100 FAX04-2995-0355
URL <http://www.rehab.go.jp/info/20150307.html>

「杉山孝博Dr.の介護・看護専門職のためのターミナルケア研修講座」のご案内

- ◇日時＝3月15日(日)午前10時～午後4時
- ◇会場＝ユニコムプラザさがみはら
- ◇定員＝180名(事前申込制・先着順)
- ◇対象＝医療・福祉・介護従事者ほか関心のある方
- ◇参加費＝一般5000円、家族の会会員4000円(資料代含む、税込)

- ◇申込方法＝所定の申込書をファクスまたは電話
- ◇申込締切＝3月5日(木)
- ◇問合先＝(公社)認知症の人と家族の会神奈川県支部
☎/FAX044-522-6801
URL <http://www.alzheimer.or.jp/>
※電話対応は月・水・金曜日

「第11回かながわりハビリテーション・ケアフォーラム」のご案内

- ◇テーマ＝地域包括ケアシステム
- ◇日時＝3月15日(日)午後1時～4時30分
- ◇会場＝県総合医療会館(横浜市中区)
- ◇定員＝200名
- ◇申込方法＝ホームページの専用フォームから申し込み、または所定の申込書をファクス
- ◇問合先＝神奈川県リハビリテーション支援センター
☎046-249-2602 FAX046-249-2601
URL <http://www.chiiki-shien-hp.kanagawa-rehab.or.jp>

地域福祉活動支援事業 “助成金” 申請受付中

当事者組織や広域的なボランティアグループ等による住民主体の支え合い活動に対し、経費の一部を助成します。

- ◆助成額等
助成金額は対象経費総額の5分の4以内とし、80万円を上限。

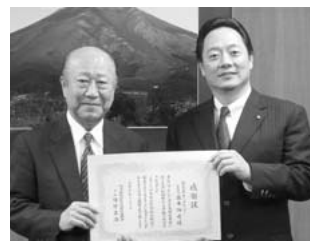
- ◆申請期限
平成27年3月16日(月)

※詳細は本会ホームページ「助成金情報」をご確認ください。

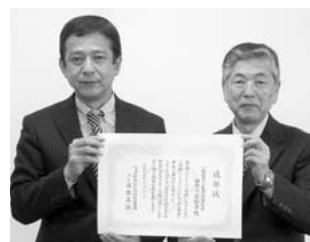
【問合先】本会地域福祉推進担当
☎045-312-4815 FAX045-312-6307
URL <http://www.knsyk.jp/>

寄附金品ありがとうございました

- 【一般寄附金】 広瀬公子
- 【交通遺児援護基金】 田沢秀明、ダイセーロジスティクス(株)綾瀬ハブセンター
- 【子ども福祉基金】 荒谷昭子、佐藤和成、(株)タックルベリー
- 【ともしび基金】 脇隆志、(公財)積善会介護老人保健施設リバーイースト、神奈川県水産技術センター、(学)岩崎学園(情報セキュリティ大学院大学、情報科学専門学校、横浜医療情報専門学校、横浜デジタルアーツ専門学校、横浜fカレッジ、横浜リハビリテーション専門学校、横浜保育福祉専門学校、横浜実践看護専門学校)、(学)山本学園横須賀法律行政専門学校、(一社)生命保険協会神奈川県協会、神奈川県立小田原養護学校職員一同、相鉄ローゼン(株)港南台店 (合計550,048円)
- 【寄附物品】 れもんの会、小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県定年問題研究会
(いずれも順不同、敬称略)



子ども福祉基金にご寄附いただき、(株)タックルベリー・藤本伸也代表取締役(右)へ感謝状を贈呈



ともしび基金にご寄附いただき、(一社)生命保険協会神奈川県協会平木正一事務局長(左)へ感謝状を贈呈

ー 社会福祉施設の設計監理 ー 株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

障がいのある人と家族のための 親切で誠実な 贈与・相続税などの 無料相談室

協公認会計士事務所
TEL : 045-402-5923 (直通)
FAX : 045-434-3711

東急東横線またはJR「菊名駅」徒歩1分

食を通して子どもたちに明るい未来を

食に学ぶ 暮らしの基礎

先のない不安。自分の居場所のない環境。きちんと叱ってくれる大人がいないから、正しいことが分からない。

児童自立支援施設である横浜家庭学園は、家庭や学校、児童養護施設など、地域社会で暮らすことが難しい18歳までの女子児童を受け入れ、社会に適応できるよう支援する施設です。

学園では、寝食や勉強もすべて園内で行い、規則正しい生活を、人間としての基礎を学んでいます。食に対して好き嫌いが激しかったり、朝昼晩の三度の食習慣を経験していない子どもも多く、栄養管理による十分な栄養摂取はもちろん、食体験や食への興味・関心も重要と考え、「ごはんの時間は楽しい」と体の中に記憶させたいと心掛けています。

食事中は、箸や食器の持ち方・正しい姿勢など家庭で教わる一般的なことを身に付けながら、苦手な食べ物も、多少の失敗作の料理

であっても、感謝の心を持ち、愛情ある職員の支援により毎食残さず食べています。

また、料理研究家の先生を招いた調理教室「写真」を毎週開催し、さまざまな食材に触れ、子どもたちは基礎から本格的な料理を学んでいます。



①～③この日のテーマは西洋料理。皮むきも細かな千切りも、さすがの包丁さばきです
④「油を使うときは新聞紙を」「並行して片づけを」教わるのは調理ではありません

ひとり職場の分かち合い

県社協の児童福祉施設協議会「栄養士会」では、食を通じたさまざまな実践を持ち寄り、情報交換を行っています。この会は「栄養士が一人しかない施設が多く、相談相手がいない、勉強する機会が少ない」という現場の悩みから、



調理関係者研修の様子

◆(福) 幼年保護会 横浜家庭学園
横浜市保土ヶ谷区釜台町18-1
☎045-331-5884 FAX045-331-5013
◆児童福祉施設協議会「栄養士会」
本会社会福祉施設・団体担当
☎045-311-1424 FAX045-313-0737

同協議会委員の長井晶子さん（久良岐乳児院施設長）の呼び掛けにより、平成8年に設置されました。定例の集まりのほか、調理実習を行ったり、「衛生管理」「思春期の食事と心のケア」「食と自立」「食育」「食物アレルギー」などをテーマに取り上げた研修会や、施設視察などを開催しています。本年度の日本栄養改善学会では、児童福祉施設における和食の提供について発表し、今後は「防災」をテーマに、施設間の情報共有ができるように準備を進めています。

児童福祉施設での暮らしの質や、退所後の食の自立を見据えながら、子どもたちの明るい未来につながるような食の提供を目指して、今後も活動していく予定です。

（横浜家庭学園）

医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆様が抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などの専門サービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆ 福祉経営・医療経営コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆ 福祉施設の第三者評価事業 など

福祉施設の皆様が地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。お気軽にご相談下さい。



川原経営グループ

(株)川原経営総合センター／税理士法人川原経営



東京都中央区銀座8-11-1 TK銀座8丁目ビル
TEL (03) 3572-3051 E-mail: info@kawahara-group.co.jp
URL: http://www.kawahara-group.co.jp/

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2015(平成27)年2月15日(毎月1回15日発行) 【編集発行人】鈴木和夫
【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 【印刷所】株式会社神奈川機関紙印刷所
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2 ☎045-311-1423 FAX045-312-6302 E-mail kikaku@knsy.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています!

福祉現場の声を制度・施策へ

— かながわの福祉現場の取り組み —

神奈川県社協では、会員を中心とする福祉現場の声をとりまとめ、それを積極的に情報発信し、福祉制度・施策に反映していこうと、国・神奈川県・市町村等への政策提言活動を行っています。福祉関連制度の大きな変革期を控えた本年度は、法制度の枠組みに沿って7分野の提言をまとめました。そこで本紙では、本会政策提言の背景にある課題と、課題解決に向けて主体的に取り組むかながわの福祉現場の実践を紹介します。

赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

政策提言委員会の取り組み

平成23年度より開始した本会の政策提言活動は、福祉関係者が種別・分野を超えて協力し合い、福祉現場の声を制度・施策に反映していこうとスタートしたものです。

提言活動にあたっては、本会会員組織である部会・協議会・連絡会等を通じて、課題把握調査を実施しています。4回目となる今回は、平成27年度から大きな変革期を迎える福祉関連施策を見据え、喫緊で着目している制度・施策動向を踏まえ、福祉サービスの利用支援や誰もが住みやすい生活環境・地域づくり、社会全般へ普及していくべき事柄を中心に構成しました。

この調査結果を踏まえ、政策提言委員会では、部会・協議会・連絡会代表者との意見交換を行いながら、本県における福祉制度・施策の課題について議論を進めました。

県社協の政策提言が 目指すもの

本会の会員である、県内の法人・社会福祉施設や関係機関・団体、民生委員児童委員、保護司、市町村社協などの社会福祉関係者は、日ごろの支援を通じて制度の狭間にある方々の存在を認識し、それぞれの立

平成26年度提言の主な内容

- 政策提言活動の背景について
- 政策提言
 1. 生活困窮・生活保護に関する提言
 2. 高齢福祉に関する提言
 3. 障害福祉に関する提言
 4. 子ども・若者・家族福祉に関する提言
 5. 権利擁護に関する提言
 6. 福祉人材の確保・定着・育成に関する提言
 7. 社会福祉法人制度に関する提言
- 今後の施策展開に向けて
- 部会・協議会・連絡会等からの提言（113項目）

場で課題解決に向けた取り組みを進めています。

こうした福祉現場の主体的な取り組みを進めていくためには、現在制度化されている福祉サービスの充実・発展や柔軟な運用、それを維持していくための財源が必要です。

委員会での議論を通じて、あらためて会員相互に共通する福祉課題をみることで、行政に対して制度的対応を提案するだけでなく、公私協働によりお互いの立場から



社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 （総務企画部 企画調整・情報提供担当）

〒221-0844
横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内
☎045-311-1423 FAX045-312-6302
E-mail kikaku@knsyk.jp
URL <http://www.knsyk.jp>

神奈川県社協 政策提言

検索

※政策提言集は本会ホームページに掲載しています

お互いの課題を知る 一歩目として

知恵を出し合い、私たち福祉関係者が主体的に取り組むを進めていく必要であることを確認しました。

本紙では、7分野の提言項目の背景にある課題について、調査結果をもとに本会会員を取材し、課題解決に向けた取り組みをまとめました。福祉現場の実践報告から、本県の置かれている現状や課題を知る人の輪が広がり、さらなる連携が図られ、福祉のまちづくり・人づくり・仕組みづくりにつながるよう、本会では今後も取り組みを続けていきます。

生活困窮・生活保護に関する提言

～女性と子どもの貧困に向き合う 母子生活支援施設～

【提言項目】

自立相談支援、就労支援、中間的就労／貧困の連鎖の防止／医療・住まいの確保 等

施設部会

母子生活支援施設協議会

横浜市神奈川区沢渡4-2
☎045-311-1424 FAX045-313-0737
(本会社会福祉施設・団体担当)

子どもの貧困対策と保護者支援

子どもの将来がその生育環境に左右されることのないよう、8月に定められた「子供の貧困対策に関する推進大綱」では、新たに子どもの貧困に関する25指標が示されました。その一つが、「ひとり親家庭の親の就業率」です。母子家庭の母親は不安定な雇用条件のもとで働くことが多く、こうした保護者の生活基盤は子どもの育ちに大きく影響します。

そこで、厚労省は指標改善に向けた当面の重点施策の一つに「保護者の生活支援」を挙げ、専門的・継続的な生活指導が必要な場合、母子生活支援施設を活用しながら地域生活を支援するよう明記しています。

母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届け出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。利用者の就労収入は、母子家庭の中でもさらに低い平均120万円。母子生活支援施設では、貧困母子世帯の支援も担っています。



退所後の地域生活を見据えた相談支援

本会施設部会には、県内12施設で構成する「母子生活支援施設協議会」が置かれており、各施設では、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力）被害、病気や障害、育った環境から引き継がれた課題など、さまざまな事情で入所された母親と子どもに対して、生活が安定するための相談・援助を進めながら自立を支援しています。

利用の流れとして、まず役所を通じて母親からの申し込みを受け付け、母子と面談を行い、関係機関等と話し合いながら生活課題を整理します。退所までの目標を立て、2年を目安にした自立支援計画に基づいて、入所中は離婚手続き等の調整、就労・就学支援、公営住宅の申し込み等の情報提供を行いながら、並行

して退所後のアフターケアのあり方を考えていきます。

「安定した収入があっても家計管理が上手くできず、子どもが食べる物にも困ってしまったりもすることもある」と同協議会会長の宮下慧子さん（（福）礼拝会・母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア施設長）。それぞれの世帯にとっての自立とは何か、親子の主体性と能力を見極めながら、親子の暮らしを支えています。

地域で貧困に直面する母子世帯

職員の支援を受けながら、就労先を見つけ、ある程度の蓄えを持って退所していく親子もいますが、宮下さんは「そのほとんどが、生活保護の受給基準に近い低所得世帯」であると窮状を語ります。生活保護から自立すると児童扶養手当の受給額も減額になるため、保育料の支払いなど、新生活のスタートにかかる経済的な負担はとても大きなものです。

そこで各施設では、「できる限り、被保護世帯と生活保護を受けていない世帯の格差が生じないように」と、食料や日用品などの物品寄附を幅広く受け付け、現物支給により生活保護を受給していない退所世帯を支援したり、緊急時の子どもの預かり保育等の子育て支援を行っています。また、施設の季節行事などを行うときには退所世帯にも声を掛けるようにし、「いざというときに声を掛けやすい、継続的なつながりづくり」を心掛けています。



会長の宮下さん

母子生活支援施設の積極的な活用を

こうした母子生活支援施設の取り組みについて、「施設数自体が少なく、全国的に定員数や利用数も減少傾向にあることから認知されづらい」と宮下さん。「母子と一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を生かした入所者支援の充実を図り、各自治体の母子福祉施策における母子生活支援施設の位置づけをあらためて見直し、積極的に活用する必要があると訴えています。

高齢福祉に関する提言 ～透析患者の高齢期の暮らしに理解を～

【提言項目】

地域支援事業・予防給付／在宅サービス・施設等サービス等、費用負担の見直し／家族支援の強化、避難行動要支援者支援 等

第2種正会員連絡会会員

特別非営利活動法人
神奈川県腎友会

横浜市神奈川区台町1-8-504
☎045-321-4621 FAX050-3488-3553

命をつなぐ 週3回の通院治療

透析患者は基本的に、決められた透析治療施設に週3回通院し、4時間前後の治療を受けることで命を永らえています。本県には1万8千人を超える透析患者が生活し、平均年齢は67.2歳以上。患者の高齢化が進む中、長期にわたる透析治療に伴う合併症をはじめ、さまざまな生活課題が浮き彫りとなっています。

全国の都道府県には腎臓病患者・透析患者会組織があり、その一つである(N)神奈川県腎友会は、昭和51年に発足し、会員数はおよそ3,500人弱を数えます。

患者を増やさないための活動

同会では会員の協力のもと、認定心理士による「無料カウンセリング」（電話相談）、栄養士による栄養相談を行っています。また、支部活動では、教育委員会と協力する地区もあり、小学校の福祉教育の時間を使って透析体験について語る場を設けています。

病気になった経過や日常生活で困ることの多い場面について話したり、透析治療のために受けた腕の手術跡を実際に触ってみてもらったり、「同じ地域で暮らす透析患者の存在を知り、災害時などには若い力でよき支援者になってほしい」と語り掛けます。【写真】

透析治療のための時間的制約はありつつも、子どもたちと共に「共生」について考える場は、患者本人にとって貴重な機会となっているそうです。



①大和市での授業風景
②事務局長の樋口さん

透析患者の高齢化と医療費負担

こうした地域での普及啓発や制度・施策への提言への活用等を目的に、同会では「神奈川県透析患者生活

実態調査」を行っています。直近では平成24年、県内の全透析患者のおよそ4分の1にあたる5千人を対象として実施しました。調査内容は、居住地と治療施設の関連性、家族構成や家計・収入、通院手段、通院や治療に要する費用負担、災害への意識などです。

調査結果から導き出された“標準的な透析患者の生活実態”を見ると、就労者は18%未満で、ほとんどの透析患者が働いていない前期高齢者にあたることが分かりました。多くは障害年金と老齢年金を併給、またはいずれかの単独支給により生活を営み、家計の中心となっている透析患者の割合は約6割。年間収入300万円以下の人が全体の75%弱を示しています。

毎月の支出では、通院交通費に平均6,591円かかり、透析治療を除く治療費や投薬のために、およそ月16,677円の費用負担が発生していることが分かりました。また、全体の62.5%の人は、月1～5回の通院治療（透析治療を除く）を余儀なくされています。

介護施設入所の高いハードル

「透析患者の場合、介護施設入所の前段階で厳しい現実が待ち受けている」と事務局長の樋口一夫さん。「緊急時の医療的対応が難しい」「人工透析のための通院送迎が負担」「カリウム・リン・水の摂取量など、個別食に対応しきれない」など、受け入れ体制の整備が追いつかず、施設利用のハードルが非常に高くなっていると言います。県内には透析者専用の有料老人ホームなど、透析施設と介護施設を併設した拠点もありますが、施設数はいまだに少なく、低所得・低資産の高齢透析患者には手の届かない社会資源です。

「今後、関東ブロックの患者会と協力し、受け入れ実績のある介護施設等への見学・視察、入所利用者の訪問調査などを行い、必要な政策を提言していきたい」と樋口さん。在宅医療・介護の連携など、拠点病院・施設の持つ役割や機能の分化を進む中、高齢化する透析患者の目線から建設的な提案を行っていきけるよう、会としての取り組みの方向性を探っています。

障害福祉に関する提言

～現場目線で施設外就労の柔軟な運用を～

【提言項目】

相談支援事業／グループホーム・ケアホーム一元化、地域生活支援事業／就労促進、障害者就労施設等への受注促進 等

経営者部会会員法人
施設部会（社会就労センター協議会）会員施設

社会福祉法人すずらの会
障害者就労継続支援B型事業所
ワークショップ・SUN

相模原市中央区小町通2-8-15
☎042-779-8909 FAX042-771-7193

働く力を引き出し 地域に活躍の場を

（福）すずらの会は、障害のある人たちが成人を迎え社会に出てからも、分け隔てなくバリアフリーに暮らすことができるようにという願いから、平成2年に設立されました。同会では、全国に先駆けて「施設外就労」（障害福祉サービス事業所の利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援）に取り組み、県内7カ所で運営する就労系事業において、開拓を進めてきました。現在は、工業用品の検査・梱包、病院等の清掃、公園施設の緑化などを請け負い、14拠点で行っています。

「ワークショップ・SUN」は、平成元年4月に企業活用型作業所として開所しました。その後、地域作業所との統合などを経て、現在は将来的に一般企業へ就労を目指す18歳以上の障害のある方を対象とした定員20名の就労継続支援B型事業所として運営しています。

ここでは「施設内班」と「施設外班」に分かれて作業を行い、8人が施設外就労を利用しています。「福祉施設から一步離れると、自然と表情が引き締まる」と施設長の佐々木雅子さん。企業という地域社会に参加している意識が芽生え、仕事への責任感が育ち、本人の自信と働く意欲にもつながっていると話します。また、障害のある方がどのような業務を担うことができ、職場でどのようなサポートが必要か、企業にとっても働き方のイメージを持つことができるため、施設

外就労は障害者雇用に向けた入口として期待されるところです。

さらに同会では、主催しているパソコン教室の講師派遣を施設外就労として他法人に発注するなど、受け入れ側としての取り組みも並行して進めています。

就労支援事業所に求められる機動性

厳しい経済状況の中、施設外就労の場を確保・維持していくために、作業品質や納期管理などに細かに目を配りつつ、現場の職員の困りごとや提案にも丁寧に



「10年20年かけて就労につながる方もいる。可能性を信じて支え続けること、失敗も含め、さまざまなことを経験できる場を地域に開拓していくのが私たちの仕事」と佐々木さん（左）

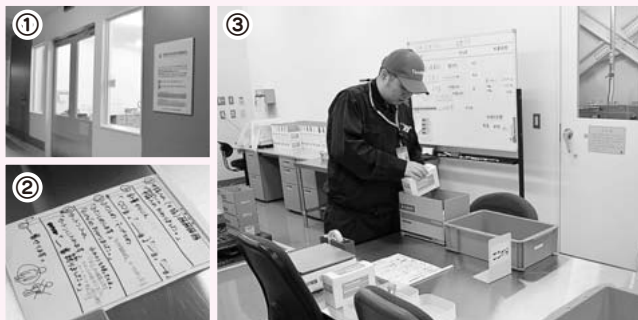
耳を傾ける佐々木さん。

企業とのコミュニケーションを密に図りながら、新たな業務開拓の可能性を探る中で、「制度上の実施要件から、請け負いを断念せざるを得ない場面も多い」と言います。

施設外就労には「1ユニットあたりの最低定員3

名」という配置基準があります。企業の規模や請け負う業務量によっては、3人分の作業スペースや作業量を確保できないこともあります。また、各ユニットは同一事業の利用者と職員で構成する決まりから、複数の事業で共同運営することができません。このため小規模な事業所では単独で施設外就労を行うことが難しく、この仕組みが広まりづらい原因にもなっています。

「企業の所在地や職場環境、作業内容に適性のある就労希望者がいても、職業訓練や経験を重ねるチャンスが狭められてしまう。地域で働く場、活躍の場を広げていくために、『1ユニットあたり利用者1～2名、職員1名で実施可能にする』ことや、『職員配置基準の緩和をする（支援要件が充たされている場合においては、実施する法人職員の配置により実施可能にするなど）』ことで、施設外就労の道が拓けるような仕組みに見直してほしい」と支援現場から声を上げています。



①スリーボンドファインケミカル(株)の施設外就労拠点
②作業内容や環境に応じて、職員が適宜作成する作業手順書
③手順書を確認しながら、集中して作業に取り組みます

子ども・若者・家族福祉に関する提言

～生まれ育った地域による
養育環境の格差を防ぐ～

【提言項目】

子ども・子育て支援新制度／社会的養護、ひとり親世帯支援、DV
被害者支援・加害者支援 等

施設部会（児童福祉施設協議会）

神奈川の社会的養護の 将来像に関する検討会

横浜市神奈川区沢渡4-2
☎045-311-1424 FAX045-313-0737
（本会社会福祉施設・団体担当）

地方分権と地域格差への懸念

地方分権の流れを受けて、平成24年4月、児童福祉施設の最低基準が5県市（県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市）の条例に委任されました。

施設職員の資格要件や人数、居室面積、虐待の禁止や守秘義務等の人権に直結する内容について、厚労省は条例を定める際に従うべき基準を示しましたが、その他については、5県市の判断に任されています。

社会的養護ニーズと広域調整の必要性

障害のある子ども、虐待を受けて心に傷を持つ子ども、DVを受けた母子支援など、少子化が進行する一方、公的支援を必要とする子どもは増え続けています。

たとえば施設入所が必要なとき、児童虐待など、これまで住んでいた地域の施設がふさわしくない場合には、5県市の枠を超えて措置されることもあります。また、施設の設置状況や定員数を勘案する必要もあり、所管行政の連携による広域的な調整が求められます。

厳しい行財政の中、地域主権の理念の下でどれだけのニーズに応えていけるのか。「どの自治体に施設があるか」によって養育環境に違いが出てくることは、子どもの権利の視点からも避けなくてはなりません。

そこで、県内の乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設の計47施設で構成する本会児童福祉施設協議会では、平成22年度に「地域主権戦略目標検討委員会」を設置し、行政担当者との話し合いの場を重ねながら、地方条例化への意見具申・情報収集を行ってきました。

神奈川の将来像の共有を

時期を同じくして、厚労省の専門委員会が取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」の方針にもとづき、各施設には「家庭的養護推進計画」の策定と都道府県への届け出、都道府県には「都道府県推進計画」の策定が義務づけられました。この計画は平成27年度

を初年度とした15カ年の長期計画で、5年ごとに見直しを行うものです。

児童福祉施設協議会では、これまでの神奈川の取り組みを基礎に、行政との協働により「神奈川の社会的養護の将来像に関する検討会」を新たに設置しました。今後の課題や将来像についての共通認識を持ち、5県市による計画の方向性を揃えていくため、平成25年4月からおよそ1年にわたり、作業部会（部会長：（福）新日本学園・鈴木寛理事長）を中心に協議を進め、「神奈川の社会的養護推進に向けた課題と方向性」をとりまとめています。

神奈川の社会的養護 推進に向けた課題と方向性 《項目》

- 児童養護施設等の小規模化にかかわる国の考え方
- 施設の小規模化、ケア単位の小規模化及び施設の地域展開の課題方向性について
 - ・事業量の推計及び分担について：「入所にいたらなかったケース」実態調査／需要量推定のための根拠
 - ・施設の小規模化とケア単位の小規模化について：施設の
小規模化に関する課題、ケア単位の小規模化に関する課題、
児童養護施設における小規模化で予想される光景、
乳児院の小規模化及び家庭的養護の課題
 - ・人材確保、育成の課題
- 児童相談所機能のあり方について
- 社会福祉法人問題等



「施設の小規模化」「ケア単位の小規模化」に向けて政策の旗が振られる一方、複数の職員で子どものケアに応じることや、職員間の相談・調整等が難しくなることへの懸念もあり、より一層の法人間・施設間の連携による取り組みが必要になると予想しています。

児童福祉施設協議会では、子どもたちへの質の高いケアを目指して、支援の第一線に立つ福祉関係者と行政が本県の置かれている現状を共有し、それぞれの立場から知恵を出し合い、今後も公私協働の取り組みを進めていく予定です。

権利擁護に関する提言

～親だからできること、
親にしかできないこと～

【提言項目】

総合相談、意思決定支援／障害者差別解消法／住まいの保障／日常生活自立支援事業、成年後見制度 等

第2種正会員連絡会会員

神奈川県
重症心身障害児(者)を守る会

☎090-4077-1414

E-mail kanamamorukai@jcom.home.ne.jp

「最もよわいものをひとりももれなく守る」

今から約50年前、重症心身障害（以下、「重症」）のある子を持つ親たち数人が立ち上がり、政府に陳情を行ったことがきっかけとなって、「重症心身障害児（者）を守る会」（以下、「守る会」）が結成されました。現在は全国に支部が立ち上がり、神奈川県守る会の正会員数は245人（平成25年4月現在）。重症児・者の親やきょうだいが中心となって活動しています。

少数派の課題 広がる格差への懸念

重症児・者とは、重度の肢体不自由と知的障害を併せ持つ子ども・成人のことを言います。多くの場合、てんかん・言語障害・視覚障害・呼吸障害などがあり、手厚い医療的ケアが欠かせません。

障害者総合支援法では、障害福祉の主な窓口が県から市町村へ、重症児の相談支援窓口が児童相談所から市町村の障害福祉担当課へと移行されました。重症児・者は全国に約3万8千人、本県では約2,600人と推計されています。県民に占める割合の小さい、少数派の生活課題について、各市町村の単位で必要な施策や予算、医療的ケアを伴うサービスの担い手を確保できるのか。支援拠点となる施設のない湘南東部圏域をはじめ、市町村行政の直面する課題はさまざまです。

家族の視点から地域支援の一翼を担う

障害の垣根を取り払い、より身近な地域に支援主体を移す方向で進む国の政策は、重症児・者にとって必ずしも良い面ばかりではない。親たちに芽生えた危機感が「行政に解決をお願いするだけでなく、共に行動する」意識につながったと会長の伊藤光子さん。

そこで同会では、昨年度、重症児・者の生活・権利・福祉を守ることを目的に、電話・メール相談窓口を開設しました。寄せられた相談について具体的に支援につなぐために、福祉や医療、法律等の専門家が協力する「重心相談・サポートネットワーク」を立ち上げ、

本年度からは毎月定例も相談会をスタートしています。

これまでの相談対応は100件超。今後は「重症児者のためのガイドブック」の編集に取り組む予定です。

我が子のために それができるのは今

「私たち親の一番の不安は、親亡き後も子どもが心豊かに安心して生きていくことができるかどうか」と伊藤さん。ほとんどの親が成年後見人を受任していますが、親が高齢期を迎える今、どのように後見人業務を引き継いでいくか、差し迫った課題です。



こうした声をもとに、同会が作成した「私の記録（あんしんノート）・施設入所編」【左】は、重症児・者本人の基本情報や生活歴、医療の情報などを、成年後見人や施設職員等の支援者に情報を引き継ぐための記録様式です。好きなこと・嫌いなこと、休日の過ごし方、お金の使い方など「その人らしさ」が汲み取れるように、項目立てを工夫しています。

また、ノートの書き方学習会の開催などを通じて、「子どもの想いを伝えることは親の大切な使命」と、積極的な活用を呼び掛けています。



昨年11月の学習会では、支援者の視点から、福祉施設の暮らしに記録が役立つ場面について詳しく講義

息長く、粘り強く続けていきたい

こうした会独自の取り組みをより多くの人に知ってもらい、幅広い理解と協力を得ていくために、昨年8月から、行政担当課への訪問活動を開始しています。「市区町村の単位でも60力所超。かなりの時間を費やすことになるが、こうした地道な活動が重症児・者の安心して生活できる環境づくりにつながると信じ、粘り強く続けていきたい」と伊藤さんは語ります。

福祉人材の 確保・定着・育成に関する提言

～子育てしながら働きやすい保育園～

【提言項目】

参入促進／資質の向上／労働環境・処遇の改善

経営者部会会員法人
施設部会（保育協議会）会員施設

社会福祉法人山百合会 岸根保育園

横浜市港北区岸根町685-12
☎045-491-1555 FAX045-491-1567

子ども主体の保育を実践

岸根保育園は昭和52年に開設され、民営化により平成16年に（福）山百合会に移管された、歴史ある保育園です。定員は0歳から5歳までの100人、平日・土曜日の午前7時から午後9時まで開園しています。

保育方針の『『子ども時代』を保証する「仲間・時間・空間」を大人の責任として創る』にあるように、子どもの意見や要望を丁寧に聞き取り、乳児に対しても態度や表情から子どもの意思を汲み取るうとする園の姿勢は、福祉サービス第三者評価でも高い評価を受けています。



開放感ある園内は、船をイメージしたデザイン

気軽に頼り合える仲間づくり

同会では6カ所の保育園を運営しており、新卒保育士の正規採用は法人本部で一括して行っています。

「150校近い保育士養成校に案内書類を送っても、就職面談までなかなかつながらない」と園長の安達和世さん。保育実習の学生を積極的に受け入れ、園の目指す保育の姿勢について丁寧に伝え、高い意識を持って子どもたちと接する先輩保育士の背中を見てもらうことで、就職の糸口となるよう働き掛けています。

また、法人のスケールメリットを生かした取り組みとして、職種や職制ごとの専門部会を毎月開催しており、その一つに「新人部会」があります。



新人職員が所属する各園のPRポイント、一言コメントが添えた手作りの法人案内チラシ。次年度の求人活動に活用されます

「つらい気持ちになったとき、頼りになる仲間や家族がいることは、長く働いていくためにはとても大切なこと」だと、安達さんもお自身の経験を振り返ります。

「ここで働き続けてもいい」

一方、非常勤職員の採用は適宜各園で行っていましたが、「5年ほど前から、ハローワークや人材派遣業者に求人票を出しても反応がなかった」と安達さん。厳しい現実と直面し、潜在保育士に目を向けます。

そこで、午前10時から午後2時などの日勤帯や短時間勤務など、小さな子どものいる母親も働きやすく、現場を離れてからブランクのある保育士でもスタートしやすい勤務体制を整備しました。人手が足りない時間帯でなくとも、まずは保育現場に入ってもらい、園の雰囲気を感じてもらうこと。「ここで働いていてもいいんだ」と非常勤職員にも実感してもらえよう、主任保育士が中心となり、意識的に声をかけます。



園長の安達さん

「母親が働き始めれば、子どもの気持ちにも当然影響する。子どもの急な発熱も、働く母親がみんな通ってきた道。たとえ短時間の勤務でも、常勤職員が日ごろ手の回らない仕事をする時間が生まれる」と安達さん。子育て中の母親

として、保護者の目線に一番近く寄り添うことができるので、園にとってもプラスになっているそうです。

また、園では、非常勤職員の外部研修参加も奨励し、希望があれば、年1回の昇格試験で常勤職員に転換できる人事制度も設けています。今後の課題は、非常勤職員への情報伝達・情報共有の仕組みづくりです。

「かながわ保育所・保育士支援センターが開所して、求職者とながかりやすくなった。求人側も求職者側も、公的機関という安心感・信頼感があり、はじめての一步につながりやすいと思う」と安達さん。保育士の人材確保にあたり、今後もセンターの保育士・保育所へのサポート体制に期待したいと語られました。

社会福祉法人制度に関する提言

～施設拠点をいかした ユニバーサル就労への挑戦～

【提言項目】

地域における公益的な活動の推進／法人組織の体制強化／法人の規模拡大・協働化／法人運営の透明性の確保／法人監督の見直し

経営者部会会員法人

社会福祉法人中心会 ユニバーサル就労支援事務局

海老名市杉久保南3-31-6
☎046-238-7681 FAX046-238-7682
（えびな南高齢者施設内）

ユニバーサル就労支援の旗揚げ

（福）中心会は、昭和28年、地域社会における障害や生活環境上の問題を抱える人々に適切なサービスを提供することを目的に設立され、「“あなたがいてくれて良かった”と思える街づくり」を合言葉に、介護福祉施設や児童養護施設の運営等を行っています。

そして本年度、新たな社会貢献事業として、「ユニバーサル就労支援事業」を立ち上げました。

ユニバーサル就労とは、千葉県にある（福）生活クラブ風の村が提唱したもので、さまざまな理由で「働きたいけれど働けずにいる人」が働けるような仕組みをつくり、誰にとっても働きやすく、働きがいのある職場環境を目指していく取り組みです。

ひきこもり状態にある、社会生活から離れて自信を失っている、コミュニケーションが苦手、障害認定を受けていないが何らかの障害の疑いがある、生活保護の要件にあてはまらないが生活に困っているなど、制度の狭間にあり、支援につがっていない人々を積極的に支援することをこの事業の目的としています。

「自分でも、何がしたいかわからない」

20代女性のAさんは、この春大学を卒業しましたが、就職活動をしていなかったため、家で過ごしていました。親戚の紹介を通じて初回面談につながり、「昔から人付き合いが苦手だった」とAさんは語ります。

そこで、コミュニケーションの練習と自分の職場適性を探ることなどを目的に、高齢者施設で5日間の職場実習を行いました。床清掃・風呂掃除・食器洗い・工作等を通じて「人に喜ばれることを初めて体験した」とAさん。今後は人の希望をかたちにする職業に就きたいと、就職活動を続けています。



介護福祉施設での職場実習のイメージ

どこにもつながらずにいた人たち

昨年4月～12月の相談件数は32件。うち支援開始が18件で、10人（延べ80回）の職場実習につながっています。相談者の年齢は18～75歳と幅広く、相談経路も家族や知人、福祉関係者など多岐にわたります。

「予想を上回る反響」と事務局の伊藤早苗さん（右）。高齢の親と共に暮らす無職の子、不採用が何度も続き就労意欲を失った中年層など、関係者もどこにつないでよいか分からずにいた人たちの存在が少しずつ浮き彫りになっているようです。



「時間がかかる」からこそ

社会との接点を持ちながら、自分の力や職業適性を探っていくことのできる職場開拓を目指し、伊藤さんはまず、自法人の施設において、職場実習を受け入れられる業務の洗い出しを依頼しました。これまで4人（延べ15回）の職場実習を受け入れてきた「えびな北高齢者施設」所長の菅原里美さん（左）は、「あいさつの習慣がなかったり、時間が守られなかったり、上手くいくことばかりではない。ただ、だからこそ必要な取り組みなのだと思う」と話します。



高齢福祉の現場経験から、虐待や家庭内暴力、家族関係が崩れてしまった世帯にかかわる機会もあり、施設職員の間には「すぐに成果が見えなくとも、このかわりが予防線になる」という共通認識があると話し、受け入れをきっかけに始まる、地域との新たなつながりにも注目しています。

今後は、相談者の身近な地域で職場実習の受け入れの輪が広がっていくよう、県内の社会福祉施設等を経営する法人で構成する本会経営者部会など、関係機関・団体との協働により事業を展開する予定です。